

交通安全関係業務の見直しについて

1 現 状

交通安全児童指導員は市民への交通安全思想の普及・啓発を推進し、交通事故の撲滅と市民生活の安全に寄与することを目的に市が任用し、主に通学路における登下校時の交通安全指導及び交通安全教室を実施している。

2 事業概要

(1) 登下校交通安全指導

登校時及び下校時の児童の横断に際しての旗振り等の立会い指導を行う。

恵庭小	島松小	柏 小	和光小	若草小	恵み野小	恵み野旭小	合 計
2か所	1か所	1か所	3か所	1か所	1か所	1か所	10か所

(2) 交通安全教室

園児（幼・保・子ども園）、児童（小学校）、その他（老人クラブ・町内会）等に対し、交通ルールの実技講習や安全な歩行、自転車の乗り方などを指導する。

【実 績】

年 度	実施回数	実施場所			
		幼稚園等	小学校	老人クラブ	町内会等
令和6年度	127回実施	69回	51回	5回	2回
令和5年度	114回実施	69回	43回	1回	1回
令和4年度	95回実施	52回	41回	1回	1回

※ 幼稚園等：幼稚園・保育園・認定こども園

3 課 題

現在、9名の交通安全児童指導員が活動しているが、高齢化や勤務時間の特殊性（登校時間～下校時間）により人員確保が難しい状況となっている。

4 今後の方針

業務を委託することにより雇用形態の多様化及び人材不足の解消が期待できるとともに、より質の高い登下校指導及び交通安全教室を実施するため、市内で交通安全事業を実施している団体への業務委託について検討することとしたい。

5 委託事業開始日

令和7年4月1日～